

vol. 2243

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

大分県高教組情報

【発行者】大野 真二 【印刷】佐伯印刷(株) 【売 価】30円(組合員の購読料は組合費の中に含んで徴収しています)



今号の掲載内容 (掲載順)

- 2020年度賃金確定交渉妥結
 - 地公労 総務部長交渉 (1月18日(月) 県庁本館人事課分室)
 - 地公労 知事交渉 (1月26日(火) 県庁本館人事課分室)

2020年度賃金確定交渉妥結

高教組速報第20号で既報の通り、今年度の賃金確定交渉は、1月26日(火)に行なわれた地公労(大分県地方公務員労働組合共闘会議：議長・岡部勝也県教組委員長)知事交渉において妥結となりました。

今年度の賃金確定交渉は、新型コロナウイルスの影響で国・県とも勧告が2回に分けられて行われるなど、異例の年となりました。それに伴い賃金確定交渉も秋とこの1月に2回行われたところです。秋の時点で月例給据え置き、一時金0.05月の引下げについては妥結を見ていましたが、教職員を含む県職員の長時間労働の是正や諸手当の改善などについてはこの1月の交渉の中で議論を行いました。まだまだ解決されていない課題は多く積み残されており、それらについて改善を当局に強く求めました。交渉の経過は以下の通りです。

通勤手当100円の減額提示

地公労 総務部長交渉 (1月18日(月) 県庁本館人事課分室) 高速道路利用の返納額を緩和

地公労賃金確定総務部長交渉では、高教組からは17人が参加し、和田総務部長に対し、厳しい職場実態や生活実態を訴えました。

報いてもらいたいとの話があり、今日は勤務労働条件についての議論を中心に、皆さん方から職場実態などを聞きながら、話し合っていきたい。また総合的な判断を要するものについては、知事交渉で判断ができるよう、制度面・財政面から整理をしていきたいと考えている」と述べ交渉に入りました。

1月18日総務部長文書回答(冒頭)

自動車等使用者の通勤手当については、人事委員会と協議のうえ、令和3年2月1日から、その使用距離に応じ、別表のとおりとしたい。

冒頭、和田総務部長は挨拶の中で、「本年度の給与改定交渉については、人事委員会勧告が2段階で行われるという異例の状況の中、昨年11月に人勧の取扱いについての交渉を実施し、7年ぶりの給料表据置き、10年ぶりの期末手当引下げという大変厳しい内容であるにもかかわらずご理解をいただき、改めて感謝申し上げます。その後、人勧を上回る給与の改善などの課題解決を通じて、職員の苦勞に

別表

片道の使用距離	総務部長提示額	現 行
2 km以上 4 km未満	2,000円	2,100円
4 km以上 7 km未満	4,000円	4,100円
7 km以上10km未満	6,500円	6,600円
10km以上15km未満	9,200円	9,300円
15km以上20km未満	12,600円	12,700円
20km以上25km未満	15,900円	16,000円

25km以上30km未満	19,500円	19,600円
30km以上35km未満	22,600円	22,700円
35km以上40km未満	25,500円	25,600円
40km以上45km未満	28,000円	28,100円
45km以上50km未満	30,400円	30,500円
50km以上55km未満	33,400円	33,500円
55km以上60km未満	36,500円	36,600円
60km以上65km未満	39,800円	39,900円
65km以上70km未満	43,900円	44,000円
70km以上75km未満	47,900円	48,000円
75km以上80km未満	50,900円	51,000円
80km以上85km未満	53,900円	54,000円
85km以上	55,000円	55,000円

※85km以上の区分を除いたすべての区分において、100円の減額

《文書回答に対する補足説明》

○(自動車等使用者の通勤手当) これまでの交渉において、自動車等使用者の通勤手当額については、「直近3年間のガソリン平均単価と、諸経費の実勢単価及び燃費に基づいて話し合う」ことを確認している。この考え方に基づいて、本日まで、直近3年間のガソリン平均単価と、諸経費の実勢単価及び燃費について調査した結果、ガソリン平均単価は150.8円から156.2円と5.4円の増加となり、また、諸経費についても42円から45円と3円の増加となったが、燃費については1ℓ当たり14kmから15kmとなったため、2km以上85km未満の各区分において手当額が据置きとなる。また、昨年の交渉の結果、高年齢層を含め幅広い職員に行き渡るような給与改善策として、昨年12月までの1年間に限った暫定措置として、2km以上85km未満の各区分において、ルールに基づき算定された額よりも一律100円改善しているところだが、あくまでも時限的な取扱いであることから、今月をもって終了したいと考えている。以上のことから、2km以上85km未満の各区分の手当額について、一律100円の引下げとなる。

《検討結果》

○住居手当については、昨年、人事院勧告において、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げるとともに、それにより生ずる財源を用いて、手当の最高支給限度額を1,000円引上げるよう勧告が行われ、人事委員会からは「職員の実態や他の都道府県の状況等に留意しながら、慎重に検討する必要がある。」との報告が出された。昨年の交渉において、皆さん方と話し合った結果、今年度からの見直しは見送ったが、今年度も人事委員会から「引き続き、職員の実態や他の都道府県の状況等に留意する必要がある。」との報告が出されたことから、本日まで、他県状況等を調査しながら、その取扱いについて検討を行ってきた。現在の状況については、昨年度の人事委員会勧告を踏まえ、国準拠の制度に見直した県が18県、独自制度に移行した県が8県と、国の見直しをきっかけとして何らかの見直しを行なった県が半数を超えており、特に九州各県においては、本県と佐賀県を除く6県が国準拠の制度となっている。さらに、今年度においても、見直しの勧告が行なわ

れている県や、本県と同様に人事委員会の報告で見直しについて言及されている県もあることから、今年4月からの見直しについて検討を行う必要があると考えているが、一方で、職員の実態にも留意する必要があることから、後ほど、要求項目の中で、皆さん方と話し合っていきたい。

項目ごとに議論を進める中で、以下のような主張がなされました。

●現給保障が廃止されその額に見合うだけの改善は難しいかもしれないが、給料表改定が見送られた以上何か別なものがない限り納得できるものではない。またこのような状況の中、通勤手当の暫定措置を終了するというのは考えられない。

●評価制度があるが故に校長からパワハラ的なものを受けても、評価が気になり萎縮してもを言えないような側面が出てきている。

●高速の利用回数が5分の4に満たなかったときの返納額が大きい。何か工夫をして改善してほしい。また長年訴えているが、休日の部活動指導による高速利用の負担軽減をしてほしい。

●人材確保の観点から初任給の改善を。他県に流れていってしまう例がある。

以上のような主張を受け、20分の検討休憩の後、総務部長から下の追加回答と内容説明がありました。

1月18日総務部長文書回答(追加)

前回の回答に次のとおり追加する。
高速自動車国道の利用回数が当該月の利用可能回数の5分の4に満たない場合の通勤手当加算額の返納にあたっては、令和3年4月1日から、通行止等を勘案した利用可能回数の5分の4を計算の基礎とする取扱いとしたい。なお、事務的詳細については、別途協議したい。

《文書回答に対する補足説明》

○高速道路利用実績確認後の返納額算定方法の改善について、本日の交渉の中で、皆さん方から、「利用可能回数に1回足りなかった場合の返納額が大きくなりすぎるので緩和してもらいたい」との主張があり、検討の結果、高速自動車国道の利用回数が当該月の利用可能回数の5分の4に満たない場合の通勤手当加算額の返納にあたって、現在、通行止等を勘案した利用可能回数の5分の5を基礎としているが、令和3年4月1日から、通行止等を勘案した利用可能回数の5分の4を計算の基礎とする取扱いにしたい。

以上の回答の後、通勤手当と住居手当、そして高年齢層職員及び若年層職員の給与水準の改善について上司に相談するとの検討結果の説明があり、これが総務部長からの精一杯の回答であると判断し、最後に岡部議長から「本日は様々な議論を行ってきたが、次の交渉に向けて私たちの思いをしっかりと上司に伝えてほしい」と述べ、総務部長も了承したことから、18:00に交渉を終了しました。

教(一)2級145号給以上の教特手当改善

地公労 知事交渉 (1月26日(火) 県庁本館人事課分室)
通勤手当減額阻止 住居手当は改定見送り

賃金確定交渉を締めくくる知事交渉には、高教組から支部・現業職組・事務職組の代表と本部執行委員の計16人で臨みました。

通勤手当の減額の問題、住居手当の扱い、さらには高齢者層と若年層の給与上の課題等が残されたまま臨んだ交渉でした。広瀬知事から全権委任を受けた尾野副知事に対し、月例給据え置き・一時金マイナスの人事委員会勧告により、私たちの生活はさらに苦しい状況に陥ると感じている多くの組合員の気持ちを背景に、現状の厳しい勤務実態や生活実態を訴えました。

交渉に先立ち、副知事から前回の総務部長交渉を踏まえて、次のような冒頭回答が示されました。

副知事文書回答(冒頭)

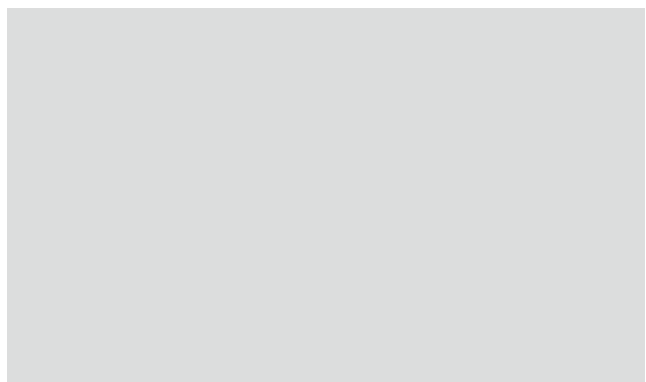
前回までの回答に次のとおり追加する。

教育職給料表(一)2級及び教育職給料表(二)2級の適用を受ける職員にかかる義務教育等教員特別手当については、人事委員会と協議のうえ、令和3年4月1日から、別表のとおりとしたい。

*別表はP5の「2020年度 賃金確定交渉結果」に掲載

《副知事補足説明》

○義務教育等教員特別手当の改善について、先日の総務部長交渉において、特に、岡部議長から「とりわけ高齢層教員については、昨年度末で現給保障が終了し給与水準低下の影響が出ているので、何かひとつでもできる工夫をしてもらいたい。」との強い主張をいただいたことも踏まえながら、本日まで検討を行ってきた結果、回答のとおり、令和3年4月1日から、人事委員会と協議のうえ、教育職給料表(一)の2級及び教育職給料表(二)の2級の適用を受ける職員にかかる義務教育等教員特別手当について改善したいというものである。なお、具体的には、別表のとおり、本県独自の号給継ぎ足しに対応する部分(教育職(一)145号給以上、教育職(二)157号給以上)について、それぞれ現行の7,100円を7,200円に改めたいと



いうものである。

《検討結果》

○住居手当の見直しについて、皆さん方の主張を踏まえ、今年4月からの見直しは見送ることとし、来年度、他県状況等を踏まえて、改めて話し合っていきたいと思う。

以上の回答を受け、交渉団からは、これまで積み重ねてきた議論をもとに、生活実態、職場実態を踏まえ、課題解決を求めました。特に、交渉団からの主な主張は以下の通りです。

- 最高号給に達している人は査定昇給の恩恵を受けない。これまでも言っているが改善が必要である。
- 若年層が胸を張って自分の後輩にこの仕事をぜひやってほしいと言えるような状況にする必要がある。生活の苦しさを訴える若者が多い。
- 部活動手当では休日の部活動指導の高速料金等はまかなえない。通勤手当等でその部分を補うような工夫がほしい。
- 月々の超勤時間は減ってきているが、年360時間以下については厳しい状況の人が多く、持ち帰り仕事を含めなくても上限時間は超えてしまう。
- 再任用の教職員は働き方は変わっていないのに賃金が大幅に下がる。職場に必要な人たちであることを考えてほしい。
- 教特手当の改善には誠意を感じている。しかしこれは教育職のみが対象である。学校には他の職種の人もある。行政職の人たちへの対応はこのままでいいのかという気持ちである。

以上の議論をうけて、交渉は14:47に検討休憩に入りました。休憩終了後16:30に交渉を再開し、交渉室に入室した広瀬知事から、「地公労の皆さん方には、日々県行政、教育行政の第一線においてご努力されていることに、感謝申し上げます。本日の交渉での皆さん方の要求内容については、先程、副知事から詳細な報告を受けたところ。諸般の事情を総合的に勘案し、検討した結果を示すので、是非ともご理解ご協力を賜りたい。」と述べ、次の最終回答が示

されました。

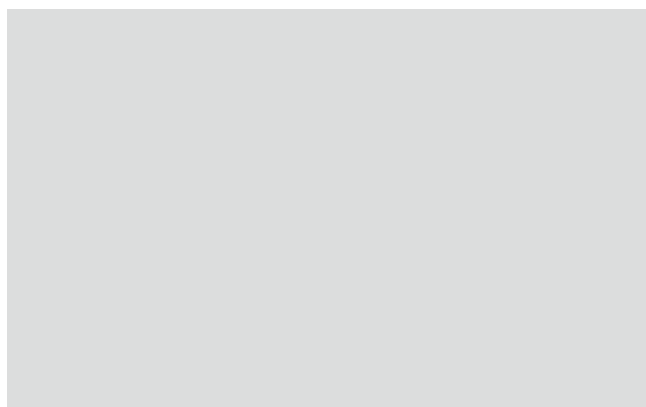
1月26日知事文書回答(最終)

前回までの回答に、次のとおり追加する。

- 1 自動車等使用者の通勤手当については、人事委員会と協議のうえ、令和3年1月1日から、その使用距離に応じ、別表のとおりとしたい。
- 2 行政職給料表3級への昇格については、人事委員会と協議のうえ、令和3年4月1日から、所要の措置を講じたい。なお、詳細については、別途事務的に協議したい。

*上記2項目の詳細はP5の「2020年度賃金確定交渉結果」に掲載

以上について交渉団は、口頭回答を含め、当局として総合的に検討し、判断した精一杯の結果であると受け止め、最後に岡部長が「春闘交渉からしわ寄せが職員にいかないようにお願いしてきた。人勧は厳しかったが、その他の



部分で配慮していただいたと判断する。課題はまだ残っているが引き続き議論を行うことでここで妥結したい」と述べ、16:37に交渉を妥結しました。

妥結後、広瀬知事に直接各単組の抱える課題の投げかけを行い、17:23に交渉の全てを終了しました。

高教組からの主張

1. 臨時・非常勤の処遇改善

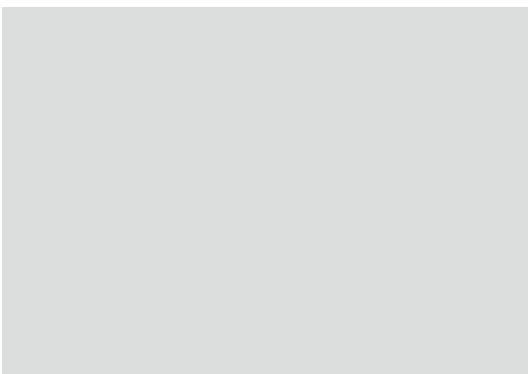
非常勤職員の処遇改善を目的とした会計年度任用職員制度が導入されたが、今年度の正規職員にかかる期末手当引下げに連動する形で、会計年度任用職員も期末手当が引き下げられてしまった。あらかじめ勤務労働条件を提示しているため、年度途中での引下げは予想していない中での引下げであり、制度導入の趣旨が弱められてしまったと考えている。他県においても対応が分かれていると思うので、今後の改定の際にはよく検討してもらいたい。特に会計年度任用職員の期末手当算出方法の見直しをお願いしたい。また、休暇制度についても、正規職員と臨時・非常勤職員との間で格差が残されているので、任命権者事項ではあるが、教育委員会に早急な改善を働きかけてもらいたい。

2. 通勤手当の改善

広域異動に伴う長距離通勤者が多く、タイヤなど維持費、特に冬用タイヤの経費等の負担も看過できないので交通用具通勤手当の改善をお願いしたい。また、高速料金等の加算額についても手当での全額支給をお願いしたい。特に、週休日等の部活動については、昨年の任命権者交渉で部活動指導手当が見直される一方、通勤手当では加味されていないので、検討をお願いしたい。

3. 働き方改革

人事委員会勧告で「学校現場における教職員の負担軽減」について触れられ、教育委員会からは、給特法の一部改正に伴い、「1年単位の変形労働時間制」を導入したいとの提示があったが、まずは、運用の前提となっている「方針」の実施などについて、しっかり取り組んでもらいたい。実効性のあるものとなるように、私たちとしっかり協議していくことを教育委員会に働きかけてもらいたい。県立学校にはタイムレコーダーが導入され、県教委が勤務実態の把握・改善に取り組んでいるが、持ち帰りや朝方の勤務実態までは把握できていないので、こういった部分についてもしっかり把握したうえで長時間勤務の解消に努めてもらいたい。高校現場では、進学・就職の指導、部活動や長距離通勤などで自分の時間が持てない教員が多い。特に、部活動による負担は大きいため、教育庁が昨年度の任命権者交渉での部活動指導手当見直しの際に約束したとおり、「部活動ガイドライン」の徹底をお願いしたい。なお、教職員の負担軽減には、地域住民の理解と協力が必要である。地域づくりの議論の中で、部活動の地域活動への移行、地域イベントへの過度な生徒動員とならないような配慮等もお願いしたい。さらに、子どもたちの育ちを学校任せではなく、地域住民みんなで支えていく仕組みの再構築について、支援をお願いしたい。



2020年度 賃金確定交渉結果

① 2020年賃金改定

- ・月例給 据置き
- ・一時金 0.05月引下げ（期末手当で引下げ 年間4.50月→4.45月） ※再任用者は変更なし

② 通勤手当（2021.1.1～）

- ・自動車等使用者の支給額は下表の通り

〔自動車等使用者の支給額〕

片道の使用距離	現行手当額	総務部長回答		知事回答（確定）		
		手当額	現行より	手当額	総務部長回答より	現行より
2 km以上 4 km未満	2,100円	2,000円	▲100円	2,100円	+100円	0円
4 km以上 7 km未満	4,100円	4,000円	▲100円	4,100円	+100円	0円
7 km以上 10 km未満	6,600円	6,500円	▲100円	6,600円	+100円	0円
10 km以上 15 km未満	9,300円	9,200円	▲100円	9,300円	+100円	0円
15 km以上 20 km未満	12,700円	12,600円	▲100円	12,700円	+100円	0円
20 km以上 25 km未満	16,000円	15,900円	▲100円	16,000円	+100円	0円
25 km以上 30 km未満	19,600円	19,500円	▲100円	19,600円	+100円	0円
30 km以上 35 km未満	22,700円	22,600円	▲100円	22,700円	+100円	0円
35 km以上 40 km未満	25,600円	25,500円	▲100円	25,600円	+100円	0円
40 km以上 45 km未満	28,100円	28,000円	▲100円	28,100円	+100円	0円
45 km以上 50 km未満	30,500円	30,400円	▲100円	30,500円	+100円	0円
50 km以上 55 km未満	33,500円	33,400円	▲100円	33,500円	+100円	0円
55 km以上 60 km未満	36,600円	36,500円	▲100円	36,600円	+100円	0円
60 km以上 65 km未満	39,900円	39,800円	▲100円	40,000円	+200円	+100円
65 km以上 70 km未満	44,000円	43,900円	▲100円	44,100円	+200円	+100円
70 km以上 75 km未満	48,000円	47,900円	▲100円	48,100円	+200円	+100円
75 km以上 80 km未満	51,000円	50,900円	▲100円	51,100円	+200円	+100円
80 km以上 85 km未満	54,000円	53,900円	▲100円	54,100円	+200円	+100円
85 km以上	55,000円	55,000円	0円	55,000円	0円	0円

③ 高速道路利用実績確認後の返納額算定方法の改善

高速自動車国道の利用回数が当該月の利用可能回数の5分の4に満たない場合の通勤手当加算額の返納について、現在は通行止等を勘案した利用可能回数の5分の5を基礎としているが、2021年4月1日から、通行止等を勘案した利用可能回数の5分の4を計算の基礎とする取扱いとする。

④ 行政職3級への昇格時期

現行では上級試験で採用されてから7年9月経過後に昇格することとなっているものを、人事委員会と協議のうえ、2021年4月1日から、採用後7年0月で昇格できるよう所要の措置を講じる。また、初級試験及び中級試験での採用者についてもこれに準じた措置を講じる。

⑤ 義務教育等教員特別手当 (2021.4.1～)

1. 教育職給料表 (一) の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級		2 級 円
	号給		
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1号給から 5号給から	4号給まで 8号給まで	2,500 2,600
	9号給から 13号給から 17号給から 21号給から 25号給から	12号給まで 16号給まで 20号給まで 24号給まで 28号給まで	2,800 2,900 3,000 3,200 3,300
	29号給から 33号給から 37号給から 41号給から 45号給から	32号給まで 36号給まで 40号給まで 44号給まで 48号給まで	3,500 3,700 3,800 4,100 4,300
	49号給から 53号給から 57号給から 61号給から 65号給から	52号給まで 56号給まで 60号給まで 64号給まで 68号給まで	4,500 4,800 4,900 5,100 5,300
	69号給から 73号給から 77号給から 81号給から 85号給から	72号給まで 76号給まで 80号給まで 84号給まで 88号給まで	5,400 5,500 5,600 5,800 5,900
	89号給から 93号給から 97号給から 101号給から 105号給から	92号給まで 96号給まで 100号給まで 104号給まで 108号給まで	6,100 6,200 6,300 6,400 6,500
	109号給から 113号給から 117号給から 121号給から 125号給から	112号給まで 116号給まで 120号給まで 124号給まで 128号給まで	6,600 6,700 6,800 6,900 6,900
	129号給から 133号給から 137号給から 141号給から 145号給から	132号給まで 136号給まで 140号給まで 144号給まで 148号給まで	6,900 7,000 7,100 7,100 7,200
	149号給から 153号給	152号給まで	7,200 7,200

2. 教育職給料表 (二) の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級		2 級 円
	号給		
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1号給から 5号給から 9号給から 13号給から 17号給から	4号給まで 8号給まで 12号給まで 16号給まで 20号給まで	2,100 2,300 2,400 2,500 2,600
	21号給から 25号給から 29号給から 33号給から 37号給から	24号給まで 28号給まで 32号給まで 36号給まで 40号給まで	2,800 2,900 3,000 3,200 3,300
	41号給から 45号給から 49号給から 53号給から 57号給から	44号給まで 48号給まで 52号給まで 56号給まで 60号給まで	3,500 3,700 3,800 4,100 4,300
	61号給から 65号給から 69号給から 73号給から 77号給から	64号給まで 68号給まで 72号給まで 76号給まで 80号給まで	4,500 4,800 4,900 5,100 5,300
	81号給から 85号給から 89号給から 93号給から 97号給から	84号給まで 88号給まで 92号給まで 96号給まで 100号給まで	5,400 5,500 5,600 5,800 5,900
	101号給から 105号給から 109号給から 113号給から 117号給から	104号給まで 108号給まで 112号給まで 116号給まで 120号給まで	6,100 6,200 6,300 6,400 6,500
	121号給から 125号給から 129号給から 133号給から 137号給から	124号給まで 128号給まで 132号給まで 136号給まで 140号給まで	6,600 6,700 6,800 6,900 6,900
	141号給から 145号給から 149号給から 153号給から 157号給から	144号給まで 148号給まで 152号給まで 156号給まで 160号給まで	6,900 7,000 7,100 7,100 7,200
	161号給から 165号給	164号給まで	7,200 7,200